（海外投資家等特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧）

第二百四十六条の十六　金融庁長官、海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等又は管轄財務局長等は、海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者（法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者をいい、同条第二項において準用する法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。第二百四十六条の二十七第一項を除き、以下この節において同じ。）に係る別紙様式第二十一号の五に記載されている事項を金融庁若しくは当該海外投資家等特例業務届出者若しくは金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2　［略］

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出）

第二百四十六条の二十七　［略］

［2・3　略］

［項を削る。］

［項を削る。］

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第二百四十六条の二十八　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出）

第二百四十六条の二十九　［略］

［項を削る。］

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務の休止等の届出）

第二百四十六条の三十一　［略］

2　［略］

［項を削る。］

（事業報告書）

第二百四十六条の三十三　［略］

2　前項の事業報告書（海外投資家等特例業務届出者に係るものに限る。）は、別紙様式第二十一号の七に準じて英語で作成することができる。

［3～6　略］

（海外投資家等特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧）

第二百四十六条の十六　金融庁長官、海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等又は管轄財務局長等は、海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者（法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者をいい、同条第二項において準用する法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。第二百四十六条の二十七を除き、以下この節において同じ。）に係る別紙様式第二十一号の五に記載されている事項を金融庁若しくは当該海外投資家等特例業務届出者若しくは金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2　［同上］

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出）

第二百四十六条の二十七　［同上］

［2・3　同上］

4　第一項の届出書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、別紙様式第二十一号の六に準じて英語で作成することができる。

5　第三項の書面（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第二百四十六条の二十八　［同上］

2　前項の届出書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

3　第一項の書面（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、別紙様式第二十一号の六に準じて英語で作成することができる。

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出）

第二百四十六条の二十九　［同上］

2　前項の届出書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務の休止等の届出）

第二百四十六条の三十一　［同上］

2　［同上］

3　第一項の届出書及び前項の規定により当該届出書に添付すべき書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（事業報告書）

第二百四十六条の三十三　［同上］

2　前項の事業報告書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、別紙様式第二十一号の七に準じて英語で作成することができる。

［3～6　同上］